

(成年後見人による郵便物等の管理)

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる。

- 2 前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えてはならない。
- 3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。
- 4 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

- 2 成年後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。
- 3 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取った第一項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）

平成28年10月
福岡家庭裁判所後見センター

成年後見の事務の円滑化法に関する留意点等について

第1 成年被後見人（以下「本人」という。）に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更審判事件（民860条の2（新設）・・・本条は成年後見のみが対象。）

1 本人に宛てた郵便物等の配達の嘱託審判事件

(1) 申立書（書式）

申立ての理由において、回送嘱託の必要性を明らかにする必要がある。

※ 本人宛ての郵便物等を後見人に回送することは本人の通信の秘密（憲法21Ⅱ後段）を制約することになることから、回送嘱託は必要最小限にとどめるべきである。そのため、申立てに当たっては、任意の方法では郵便の内容を把握できないことにより、後見事務の遂行に支障があること等、必要性の説明等が必要である。

※ また、申立ては回送嘱託が必要な事案かよく検討したうえで、後見人の選任の効力が生じた後（後見開始の審判確定後）に行うよう留意されたい。

(2) 申立書別紙（集配する集配郵便局等の特定）

嘱託する集配郵便局等の郵便番号、所在、名称を申立書別紙に記載する。

(3) 疎明資料

※ 回送嘱託制度は、一般的に、後見人として選任された直後の初動の場面（例えば、後見開始直後から本人や親族、入所施設などの協力が得られず、財産状況が把握できないといったケース）での利用が想定される。選任の効力が生じてから一定程度の期間が経過した場面や再度の回送嘱託の申立てをする場面では、具体的にどのような支障が生じているのかを申立ての理由として記載したうえで、必要に応じて疎明資料を提出する必要がある。

(4) 申立人及び本人の住民票写し各1通

記録上の住所に変更があった場合のみ提出する必要がある。

(5) 申立手数料等

ア 収入印紙

800円（民訴費3Ⅰ別表第1⑮）

イ 郵便切手

1236円（1072円×1組、82円×2組）

※ 嘱託先が複数の場合、嘱託先が1増えるごとに82円を加算

2 本人に宛てた郵便物等の配達の嘱託取消又は変更審判事件（事情に変更が生じた場合）

(1) 申立書（書式）

嘱託の取消しの例としては、当初別居していた後見人と本人が嘱託期間中に同居するに至った場合や、嘱託期間中に後見人が辞任しようとする場合などが考えられる。

嘱託の変更としては、以下の態様が考えられる。

① 嘱託期間を短縮する場合

※ 嘱託期間を伸長する変更は許されない（民860条の2Ⅲただし書）。

伸長が必要な場合は、再度回送嘱託の審判を行う必要がある。

② 複数後見の事案において、郵便物等の回送を受ける後見人を他の後見人に交代する場合

③ 本人の住居所の変更により、嘱託の対象を新しい住居所に変更する場合

④ 嘱託の対象に本人の住居所を加え、又は複数の嘱託の対象から本人の住居所の一部を除外する場合

⑤ 後見人の住所（事務所）の変更により、郵便物等の回送先を新しい住所（事務所）に変更する場合

(2) 疎明資料

事情に変更が生じたことを疎明する資料を原則として提出する必要がある。

(3) 申立人及び本人の住民票写し各1通

記録上の住所に変更があった場合のみ提出する必要がある。

(4) 申立手数料等

ア 収入印紙

800円（民訴費3Ⅰ別表第1⑮）

イ 郵便切手

164円（82円×2）

※ 嘱託先が複数の場合、嘱託先が1増えるごとに82円を加算

※ 後見人が複数の場合、後見人が1人増えるごとに1072円を加算

3 郵便配達嘱託事案におけるその他留意点

本人が死亡した場合は、回送は当然に終了するので、取消審判の申立ては不要である。

※ 後見人は、（回送期限経過前に）本人が死亡した場合は、速やかに信書送達事業者に届け出て、郵便物等の回送を中止してもらう必要がある。

第2 本人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可審判事件（民873条の2（新設）・・・本条に基づいて

死後事務を行うことができるのは成年後見人のみであり、保佐人及び補助人は含まれない。)

1 後見人の権限とされた死後事務の具体例

(1) 本人の死体の火葬・埋葬（民873条の2③）【裁判所の許可が必要】

※ 葬儀に関する契約の締結は含まれない。

(2) (下記(3)(4)以外の) 相続財産の保存（同③）【裁判所の許可が必要】

電気・ガス・水道等の解約、(4)の債務弁済のための預貯金の払戻し、本人が施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約の締結等が考えられる。

(3) 特定の財産の保存（同①）

債権の時効中断のための行為等が考えられる。

(4) 債務の弁済（同②）

既に発生している本人の医療費、施設費、公共料金の支払等が考えられる。

2 従前の運用との関係について

後見終了時の応急処分（民874条、654条）や、相続人全員のための事務管理（民697条）を根拠とした被後見人死亡後の運用については、本改正後も維持される（裁判所の許可は不要）。

※ 火葬等については、急迫の事情がある場合、裁判所が開庁していない場合（週末、連休）は処理後、事後的に裁判所の許可を得ることも差し支えない。その場合には、事前に許可を得ることができなかつた事情を申立書等に記載する必要がある。

3 申立て

(1) 申立書（書式）

(2) 添付資料

ア 死亡診断書の写し又は本人の死亡の記載がある戸籍謄本

イ 許可を要する行為の種類に応じて、以下のとおり

① 本人の死体の火葬・埋葬の場合・・・不要

② 本人の施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約の締結の場合・・・寄託契約書（案）

③ 電気・ガス・水道の供給契約の解約の場合・・・不要

④ 債務弁済のための預貯金の払戻しの場合・・・通帳の写し及び債務の存在を裏付ける資料（請求書の写し等）

(3) 申立手数料等

ア 収入印紙

800円（民訴費3I別表第1⑮）

イ 郵便切手

82円

成年後見の事務の円滑化法に関する民法改正説明会

2016年10月3日 後見センター 14時～15時

参加者・後見センター 宝亀主任書記官、江川主任書記官

・ばあとなあ福岡 岡田委員長、下川副委員長、小幡事務統括、事務局員江澤

申立書は、全国版を当面使用する。福岡管内は、同じ書式で対応。
電子データは後日福岡家庭裁判所のHPに設置する予定。(10月13日に間に合わないかもしれない。要確認)

第1 成年被後見人郵便物等の配達の嘱託及びその取消又は変更審判事件

1. 本人に充てた郵便物等の配達の嘱託審判事件

- ・回送先は、一か所のみ。後見人の住所、事務所が可能。
- ・成年後見人のみ。保佐、補助、任意後見人は対象外。
- ・(3) 選任の効力が生じてから一定程度の期間とは、1年以上経過したと想定している。大きな目的としては、財産状況の把握なので、1年以上経過したものだと(特別の理由が必要)理由の記載の必要性がある。
- ・住民票の写しなどは、開始後すぐに申立てをする時は必要なし。開始から時間が経過している時は、住民票の提出を求めることもある。
- ・回送の嘱託の申立てをした後に、今までしていた転送の手続きをとることは?
→法律違反にはならない。(厳密には郵便法違反だと思いますが、暗黙の了解?なし崩しの?に転送手続きを取っていただけ)ただし、この法律ができたこともあり、郵便局の窓口では転送の対応はしてくれない。
- ・申立書3ページ目「回送委託を行う郵便局」については、郵便局の管轄を家裁では把握していない。集配の郵便局を事前に確認して記入する必要がある。注意:最寄りの郵便局ではない。
- ・郵便局以外の信書便物の回送を希望する場合、(例:ネコポス、クロネコDM便など)申立てが必要

2. 本人に宛てた郵便物等の配達の嘱託取消又は変更審判事件

- ・審判のあった家庭裁判所に対して申し立てる。

3. 郵便配達委託事案におけるその他留意点

- ・860条の2④にあたる場合、申立て不要、職権にて取り消す。例:後見人の死亡、後見人の欠格事由にあたった場合。ただし、本人が死亡した場合は、当然に終了するので、取消の審判も不要(当然、取消の通知もなし)後見人から郵便局に本人死亡を連絡し回送の中止を依頼する必要がある。

第2 本人の死亡後の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可審判事件

- ・火葬・埋葬は、要件を満たせば（応急処分民 874 条、654 条、事務管理 697 条）家庭裁判所の許可は不要。
- ・裁判所が開庁していない場合（週末、連休）の別途対応（休日出勤など）は特になし。
- ・遺体の引き取り、火葬、埋葬、納骨は、一連の行為。葬儀は、後見業務ではない。
- ・今後のトラブルを未然に防ぐために設けられた（親族とのトラブルなど）。これまでの考え方（応急処分、事務管理）は否定されない。要件を満たせば、事後に申立てをすることも可能。申立てをするかはそれぞれの判断にゆだねられる。
- ・銀行からの引き出し、振り込みには、873条の2③が問題になる。事後申立でもいいが、応急処分でも良い。死亡により通帳が凍結している場合は、申立てが必要。
事後申立を行う場合については、添付書類に預金通帳の写しを求められているが、その場合通帳は払出を済ませた後の通帳の写しでよい。
- ・手持ち金での支払いは873条の2②であり、申立は不要。
- ・火葬・埋葬料の預金からの引き出しを申し立てる場合は請求書に引き取り、火葬料(その場では気づきませんでした)が、火葬料は当該首長宛の支払いとなりますので、当然領収書も異なっています)と葬儀費用の区分が必要。

改正案逐条解説（メモ）：郵便物の取り扱い

860-2	趣旨	財産状況を正確に把握し適切な財産管理を行うため、郵便法の「転送」によらず、家裁の審判で「回送」を可能とする規程を設けるもの。	確認事項
必要があると認めるとき	・財産を正確に把握し、適切な財産管理を行うために必要がある場合	→福祉サービス手続関係通知等は、成年後見人届けによって自らに配達可能（金融機関、年金事務所等も同様）	
回送先	自宅以外に、事務所も含む		
送達事業者	日本郵便等	「等」→クロネコメール便、飛脚便等 →「信書便物」の回送嘱託（特定要）	
郵便物	信書便物の全て。（「ゆうパック」は対象外） 家裁、後見人からの本人宛は除外。 一部除外はない（ダイレクトメール除くなど）		
通知	嘱託審判の申立→審判→家裁から日本郵便に通知	→成年後見人から通知不要	
6ヶ月	通信の秘密に配慮し、期間を限定。 ・6ヶ月で概ね財産関係の郵便物の把握は可能 ・把握した郵便物は、自らに配達することを手続させる。		
再度の申立	・6ヶ月間で把握できなかつたやむを得ない事由が必要	→就任から相当期間（1年以上）が経過している場合も同様 →財産管理に関連するもので年1回の通知もあることなどを特別の理由としては再度の申立が必要	
取消	・必要が無くなった時（親族後見人の同居など）		
変更	・成年後見人の転居、成年被後見人の転居 ・期間は伸張できない		
後見の終了による取消	・死亡終了の場合は、当然に終了 ・辞任、解任の場合は、取消	→本人死亡の場合は、取消審判でないので、家裁からは郵便局に連絡しないので、後見人から連絡する必要。 →辞任、解任は、家裁の職権による取消で、後見人の手続は不要	
860-3	趣旨	従前から信書を開披出来ると解釈されていたが、権限として明確にしたもの。	

	開放できる郵便物の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・全て（「回送」郵便物に限らない） ・外見等から明らかに財産管理に関係ないことが明らかな郵便物は慎重な配慮が必要（善管注意義務違反） ・成年後見人の事務に関しないものは速やかに本人に交付。（例：私信、同窓会通知） 	
	本人への交付	本人から請求が合った場合は、閲覧させなければならない。	
	本人の閲覧権		

改正案逐条解説（メモ）：死後事務

870-3	趣旨	<p>成年後見人死亡後の事務は、従前から応急処分等の規程で対応されてきたが、本条を新設することにより、死後の一定範囲の事務について成年後見人の権限に含まれることを明らかにするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例) 入院費等の請求があるが、相続人が不明等の事情がある場合 ・管理財産の引継を出来る状態にあり、相続人が引継を受けられる状態になった場合は、権限を有しない。 ・相続人が明確に反対の意思を表示している場合（複数いる場合は1人でも）は、その意思に反して事務を行うことは出来ない。 ・相続人が不明、連絡が取れない場合は、事務を遂行できる。 	<p>→相続人の意思が明示されている場合</p> <p>→意思確認の裏付けを求められない</p>
	必要があるとき		
	相続人の意思反することが明らかとなるとき		
	第1号行為 特定の財産の保存に係る行為	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の現状を維持するために必要な行為 ・例) 管理する建物の雨漏りのための修繕、時効の中断 ・1号の行為をするにあたり、その費用にあてるため、預貯金の払い戻しを受ける場合は、3号に相当（家裁の許可要） 	
	第2号行為 債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> ・弁済期到来した債務の弁済 ・例) 入院費、居室の賃料 ・債務の存否に疑義がある場合は、弁済すべきではない ・預貯金からの払い戻しは第3号に相当（家裁の許可） 	

第3号行為	火葬、埋葬契約	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の引き取り、火葬・埋葬の葬儀社等との契約（相続人の不明や連絡が取れない場合、遺体の引き取り拒否の場合など） ・出来る規程であり、義務を課すものではない ・市町村長は、本規程をもって、墓地・埋葬法9条の市町村長の埋葬義務を拒むことはできない。 ・火葬・埋葬契約に準ずるもの 	<p>→遺体引き取り、火葬・埋葬の費用と葬儀費用を区分する必要。</p>
納骨契約	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀は、後見事務に含まれない ・葬儀は法律上の義務として定められておらず、また、宗派、規模等様々な形態が考えられ、施行方法や費用負担を巡って相続人とトラブルになりやすいので、権限に含めていない。 ・後見人が、後見事務としてではなく、個人として参加者を募り、会費をとって、無宗派のお別れ会等を開くことは禁止されるものではない。 	<p>→従前の形で後見人が葬儀を行う場合は、事務管理</p>	
その他相続財産の保存に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> 例) ・ 動産の寄託契約 ・ 居室の電気ガス水道等の解約 ・ 債務を弁済するための預貯金の払い戻し ・ 相続財産は、あくまで相続人において管理・処分すべきものであるので、後見人が無制限に行いうるものではなく、家裁の許可事項と規定。 	<p>→債務の弁済：手持ち金で対応する場合は家裁の許可は不要？</p>	
第3号該行為を家裁の許可を得ないで行った場合の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無権代理と同様、当該行為の効果は相続人には及ばない。 ・ 他方、本改正によっても、従前からの応急処分義務、事務管理に基づいて行う死後事務を行うことは否定されない。 ・ 第3号に該当する行為であっても、応急処分に該当すると認められる場合には、家裁の許可なしに行うことも許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家裁の休日等は、応急処分に該当？ ・ 事後の許可申請も可能？ 	